

第1編 総論



1 広島市障害者計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

広島市では、平成23（2011）年12月に公表した市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」において、障害者施策について「障害のある人もない人も、全ての市民が社会のあらゆる活動に自由に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。そのためには、障害者の活動を制限し、社会への参画を制約している要因を取り除き、経済的な側面を含め、障害者が住み慣れた地域において、自己選択と自己決定の下、自立して生活できるように社会のバリアフリー化を推進するとともに、地域における障害者の自立支援に取り組みます。」としています。

国においては、平成25（2013）年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の施行、平成26（2014）年1月の「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）の締結、平成28（2016）年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行など、障害者に関わる法律の施行等が相次いでいます。

こうした中、本市においては、障害者の人数及び人口に占める割合が増加するとともに、障害者の重度化・高齢化等の状況があります。また、障害者と高齢の親が同居する世帯への支援や、制度の対象外である生活課題への支援など、課題が多様化・複雑化し、障害福祉サービスをはじめとする公的な支援へのニーズとともに、地域の実情に応じた総合的な支援の必要性が高まっています。このため、障害者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々が主体的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

こうしたことから、平成25（2013）年3月に策定した「広島市障害者計画〔2013-2017〕」（以下「前計画」という。）が平成29（2017）年度で終期を迎える中、広島市の障害者施策を総合的に推進していくために、この度、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とする、新たな広島市障害者計画を策定します。

1 広島市障害者計画の策定について

(2) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と、具体的な方策を示す中長期的な計画です。

＜根拠法令＞

障害者基本法（一部抜粋）

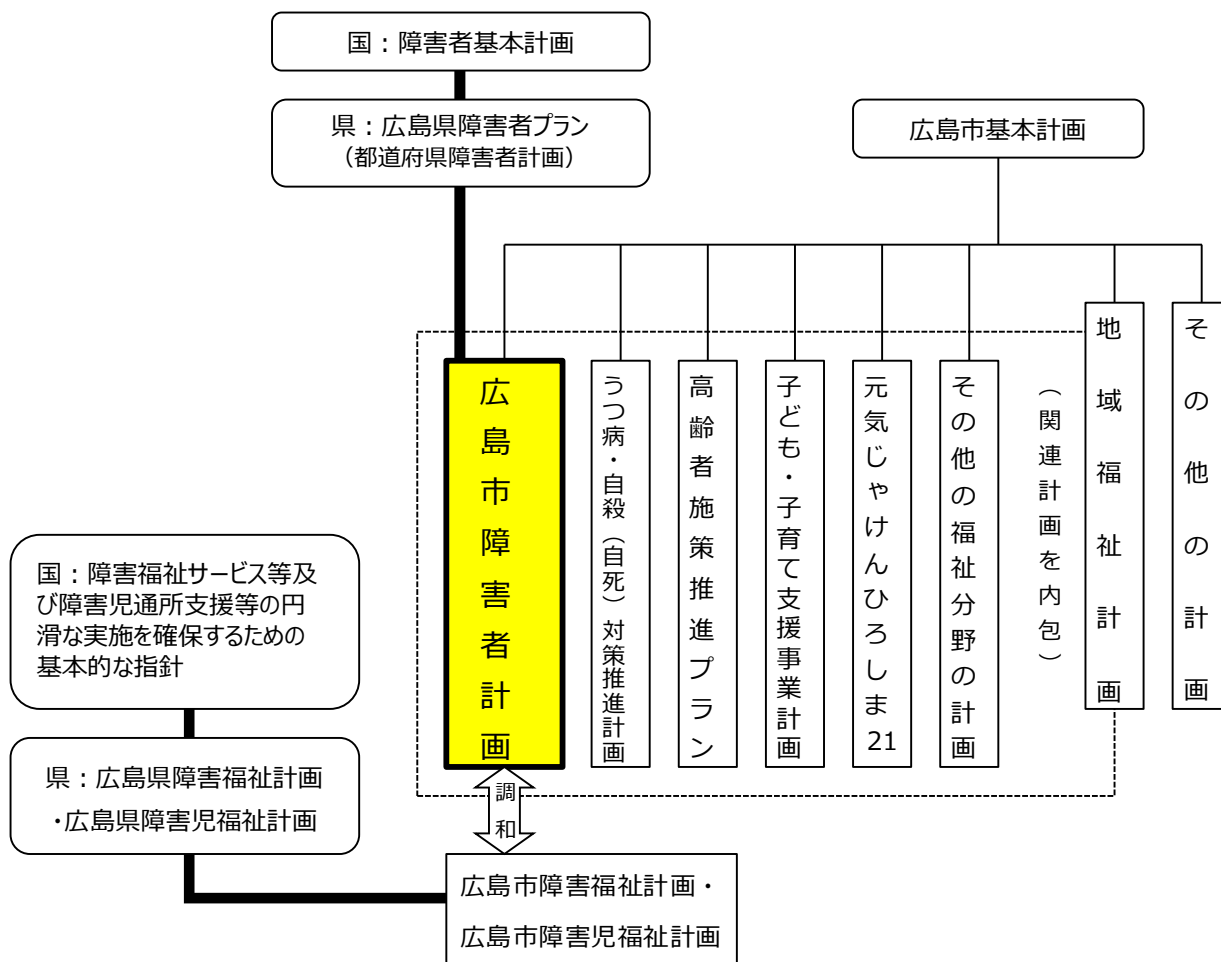
（市町村障害者計画）

第11条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

＜参考＞ 関連する計画等との関係図



1 広島市障害者計画の策定について

(3) 計画期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの、6年間の計画です。

(4) 計画の推進及び点検

本計画に掲げる施策は、障害者の保健福祉だけではなく、住宅、交通、教育、就労など様々な分野にわたっていることから、関係部局と連携を図りながら、施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

また、本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会全体での取組が不可欠であることから、市民や社会福祉協議会等の地域団体、民間事業者、医療機関等の関係機関などにおける理解を深めるとともに、連携を図ります。

さらに、毎年度、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聴きながら、本計画に掲げる施策の実施状況の点検及び進行管理を行います。